建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定申請の種別		区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請
法29条第 1項	登物関るがれ 建査に合出場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1	1戸建て の住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	200㎡未満	5,000円	3,000円
(当初)					200㎡以上	5,000円	3, 000円
法第31条 第1項 (変更)		2	共同住宅、 長屋、1戸 建ての住宅 以外の住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円
					300㎡以上	21,000円	11,000円
		3	住宅以外	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法(小規模版)	300㎡未満	10,000円	5,000円
					300㎡以上	17, 000円	9,000円
		4	1 戸建て の住宅	標準入力法	200㎡未満	35, 000円	18,000円
					200㎡以上	39, 000円	20,000円
		(5)		仕様・計算併用法	200㎡未満	26, 000円	13, 000円
	上記以外				200㎡以上	28, 000円	15, 000円
		6		仕様基準	200㎡未満	18, 000円	10,000円
					200㎡以上	19, 000円	10,000円
		7		標準入力法	300㎡未満	70, 000円	35, 000円
					300㎡以上	116,000円	59, 000円
		8	共同住宅、 長屋、1戸	仕様・計算併用法	300㎡未満	51,000円	26, 000円
			建ての住宅 以外の住宅		300㎡以上	85,000円	43, 000円
		9		仕様基準	300㎡未満	34, 000円	18,000円
					300㎡以上	58, 000円	30, 000円
		10		モデル建物法モデル建物法(小規模版)	300㎡未満	88, 000円	44, 000円
			住宅以外		300㎡以上	111,000円	57, 000円
		11)	圧七以介	標準入力法	300㎡未満	229, 000円	115, 000円
					300㎡以上	287, 000円	144,000円

- 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全 ての手数料を合算します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積 に応じた手数料を合算します。
- 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を
- 合算して申請することができます。
 区分②、⑦、⑧、⑨の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる 数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。